破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７４４号
北九州市小倉南区北方３丁目41番２号
債務者　辻村由布子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１４号
北九州市門司区大字畑355番地（グループホームくるみ）
債務者　奥　　直樹
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５８１号
栃木県鹿沼市蓬莱町1010番地
債務者　山野井伊都子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８２号
栃木県鹿沼市蓬莱町1010番地
債務者　山野井サト子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７３号
和歌山市大谷24番地２　メゾンファミーユ105
債務者　橋本　俊一
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１７号
和歌山市西庄296番地27
債務者　森田　節子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３３１号
和歌山県海南市船尾237番地
債務者　山下佐代子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３３３号
和歌山市北出島20番地　共和マンション15号
債務者　上中　成美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４７号
和歌山市西浜924番地１　紀州コーポ26号
債務者　岩永四十子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４８号
和歌山市北中島１丁目９番45号　江川マンション302号
債務者　西出　晃久
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４９号
和歌山市北中島１丁目９番45号　江川マンション302号
債務者　西出　和世
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５０号
函館市五稜郭町３番１―202号
債務者　岩澤　宏靖
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５号
函館市上野町１番５号
債務者　松倉　義弘（旧姓藤島）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２０４０号
愛知県小牧市大字小松寺83番地１　グランデージ103号、従前の住所名古屋市中区富士見町７番12号　センチュリー富士見602号
債務者　橋爪あゆみ（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３３号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　立野　利行
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７４７号
北九州市小倉南区中曽根６丁目６番24号
債務者　内山貴弓紀
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１１号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　廣庭　孝憲
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2716番地38
債務者　本樫　里美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部